

陳情書回答

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。**1、安心できる介護保障について****★(1)介護保険料・利用料について**

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:介護保険課】

介護保険料については、所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)及び第3段階の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、市独自で、保険料の20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっていることから、これ以上の拡充は考えていません。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:介護保険課】

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等の生計困難者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療・高額介護合算制度があり、減免制度の実施は考えていません。

★(2)介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答:介護保険課】

専門知識を持った医療職を配置し、認定申請の際に必要な応じて説明・案内をしています。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答:介護保険課】

一宮市高齢者福祉計画に基づき計画的に施設整備を進めており、平成30年4月に、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を併設で1事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所開設しました。また、平成31年8月に特別養護老人ホームを1施設開設する予定となっており、待機者の解消に努めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

【回答:介護保険課】

愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に従い、適切に対応するよう事業所を指導しています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一時的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答:高年福祉課】

現行相当サービスについては、継続利用を可能としており、「状態像」を押し付けるようなこと

もしていません。「卒業」については、短期予防通所サービスがこの対象となりますが、国の実施要綱の短期集中予防サービスにもありますように、専門職が短期かつ集中的に関わることでより生活機能の向上を図る事業ですので、短期間で終了となることにご理解いただきますようお願いいたします。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

【回答:高年福祉課】

総合事業費は介護保険事業特別会計で確保されています。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答:高年福祉課】

高齢者の居場所としましては、市ではおでかけ広場づくり推進事業や居場所づくり整備事業、ふれあいクラブ活動支援事業を、社会福祉協議会ではふれあい・いきいきサロン運営費補助を行っています。また、認知症カフェについては市で年2回実施しており、その他にも介護事業所など9カ所で実施されていますので新たな助成の実施は考えていません。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答:介護保険課】

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。高額介護サービス費については、実施する考えはありません。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答:市民税課】

地方税法及び同施行令の規定に基づき、12月31日現在(年途中で亡くなられた場合は死亡時点)で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、翌年度に障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答:介護保険課】

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に個別に送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答:保険年金課】

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適切に賦課すべきものと考えます。平成29年度までの累積赤字が7億円を超えることを考慮すると、引き下げる状況にはありません。減免については、高齢者、障害者、低所得者、子ども等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しています。

一般会計の予算は、本来、市民全体のさまざまな施策のために使われるものです。一般会計からの繰入金を増やすことは、市の財政運営に影響を与え、国保加入者以外の市民にも負担を強いることとなりますので、額については妥当性を十分考慮すべきものと考えております。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当

面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答:保険年金課】

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答:保険年金課】

資格証明書の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。なお、原則として保険税の滞納額を完納された場合に一般の保険証を交付しています。

- ★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答:保険年金課】

短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。

【回答:納税課】

納税相談により生活状況を聞き取りながら、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答:保険年金課】

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。制度については、「国保のしおり(国保制度説明パンフレット)」や市広報、市ウェブサイトなどで周知しています。

- ⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

【回答:保険年金課】

高額療養費の支給対象者には、毎月勸奨ハガキ「高額療養費支給申請のお知らせ」を送付しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答:納税課】

当市において、児童手当等の差押禁止財産については、差押えを行っていません。滞納の解消にあたり、納税者から滞納原因や現在の生活状況を確認し、納税相談を行っています。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたず」な

ど、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答:生活福祉課】

生活保護の相談・申請、及び、保護費の支給については、法に基づいて適正に行っています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答:生活福祉課】

ケースワーカーの充足率は、基準を満たしています。また、研修・会議を定期的で開催し、就労支援や生活指導についても、親切、丁寧に行うよう常に心がけています。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることはないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

【回答:生活福祉課】

過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者の生活状況を確認し、十分に話し合いを行った上で、返還を決定しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答:生活福祉課】

資産調査は、法に基づいて適正に事務処理を行っています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

【回答:生活福祉課】

英語、タガログ語、ポルトガル語のパンフレットを用意しています。

また、タブレット端末による通訳サービスを行っています。対応言語は、英語、タガログ語、ポルトガル語、中国語、韓国語、フランス語、ヒンディー語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、ロシア語です。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:保険年金課】

福祉医療制度は、県制度でもありますので、県の動向も注視しながら、現在の制度を維持してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答:保険年金課】

子ども医療費助成制度は、対象を小中学生の通院全額まで拡大しました。現在、対象年齢や一部負担金以外への拡大など、これ以上の制度拡充については考えていません。今後も必要な財源を確保し、持続可能な制度として、現在の制度を維持していきたいと考えています。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答:保険年金課】

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者に対し、入通院とも全疾患について助成しています。自立支援医療(精神通院)についても、助成しています。

- ④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

【回答:福祉課】

障害認定及び障害福祉サービスは福祉課、介護サービスは介護保険課で担当していますが、両サービスは制度面で大きく異なっているため、現状では窓口の一本化は非常に困難と考えますが、ご不便をおかけしないよう情報の共有化を図っております。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください

【回答:生活福祉課】

子供の貧困は世帯の貧困(低所得、債務、離婚等)に起因するものと捉え、生活支援相談室(生活困窮者相談窓口)において、複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、包括的な支援を行っていますので、特に子どもの貧困対策に関し計画的に推進することは考えておりません。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答:生活福祉課】

調査実施の予定はありません。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答:こども家庭相談室】

ひとり親家庭に対する支援計画として、「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成 27 年 3 月策定)があります。「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「キャリアカウンセリング」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」「母子・父子・寡婦福祉資金」等すでにいくつかの生活支援施策を行っています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答:学校教育課】

就学援助制度の対象は平成 23 年度までの認定要件に加えて平成 24 年度から生活保護基準による認定基準も設け、改訂前の生活保護基準の 1.2 倍以下の世帯までを対象としています。制度の案内は、市広報、市ウェブサイトの他全児童生徒にお知らせを配付しており、年度途中でも申請できることは周知されております。支給内容の拡充につきましては、援助費が十分でないという実情をふまえて平成 29 年度より新入学学用品費の支給金額を増額しました。また、入学後に支給していた新入学学用品費について、入学準備に間に合うよう、新学期開始前に支給しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答:生活福祉課】

現在 1 団体が無料塾を実施していますので、今後の稼働状況を参考に検討していきたいと考えております。

なお、無料塾、こども食堂への支援につきましては考えておりません。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答:学校給食課】

学校給食法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、学校給食に要する経費(食材費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。また、経済的な理由により給食費が未納とならないよう就学援助の利用を勧めておりますので、減額などを実施する考えはありません。

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答:保育課】

職員配置基準、労働基準法ともに遵守することが当然であり、標準保育時間にかかる人件費については施設型給付費の基本単価分に含まれ、処遇改善に関する加算も受けられることになっております。また休日保育分については休日保育加算で、延長保育分については延長保育事業補助金で、それぞれ必要な財源は確保されていることから、これ以上の独自補助の実施は考えておりません。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

【回答:福祉課】

グループホーム建設補助事業など、一宮市障害福祉計画に示したサービス量見込の達成及び提供体制の確保策を進めていきます。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答:福祉課】

移動支援につきましては、通学等の通年かつ継続的な利用、入所施設の入所者の利用及び通院は対象としていません。

- ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

【回答:福祉課】

通院については、居宅介護(通院等介助)の対象であり、院内介助については、医療機関での対応が困難な場合に、状況等を勘案し対応しております。

入院中のヘルパー派遣については、医療機関で対応すべきものであるためヘルパー利用の対象としておりません。ただし、平成 30 年度からは重度訪問介護の支給決定を受けている方で一定の要件を満たす方は看護師らとのコミュニケーション支援が認められています。

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答:福祉課】

障害者(児)における障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律施行令で定められていることで、変更することはできません。また、地域生活支援事業につきましても同様の取扱としています。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

【回答:福祉課】

「介護保険利用優先」の原則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。ただし介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基づき障害福祉サービスをご利用頂いております。

また、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者には、準備が整い次第お知らせする予定です。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:福祉課】

共同生活援助(グループホーム)の人員配置及び報酬単価については、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とすることは考えていません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

【回答:福祉課】

居宅介護の報酬単価については、障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とすることは考えていません。

また、一宮市障害者基本計画に示している取組み(福祉実践教室の実施など)を通して、福祉教育を進めていきます。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答:健康づくり課】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されているので、その動向を見守りたいと考えます。また、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種助成と定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種については、現在のところ予定はありません。他市町村の動向等を見守りたいと考えます。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答:健康づくり課】

高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担金については、平成26年10月に定期接種化された際4,000円から半額の2,000円としました。利用者に負担感が大きくならないように配慮し決定しておりますので、ご理解いただければと存じます。また、2019年度以降任意予防接種事業を継続すること及び2回目の接種の助成については、現在のところ予定はありません。国や他市町村の動向等を見守りたいと考えます。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答:健康づくり課】

産婦健診の助成事業については、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税が均等割のみ課税の世帯の方を対象に、出産後1か月までの健康診査を一宮市民病院において公費で受けることができる制度があります。すべての産婦を対象にした事業の実施に向けて検討したいと考えております。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答:健康づくり課】

妊産婦歯科健診の受診者数は、平成28年度1,050人、平成29年度1,200人と、すべての妊産婦が受診している状況ではありません。妊娠期1回、産後1回と健診回数を増やす前に、まずは1回の受診率の向上を図るため、母子健康手帳の交付時や訪問、健診時に受診を勧めたり、市内の産科・小児科に妊産婦歯科健診の勧奨ポスターを掲示するなどの啓発に努めておりますのでご理解ください。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答:健康づくり課】

現在は常勤臨時歯科衛生士が1名と、非常勤臨時歯科衛生士17名(平成30年4月1日現在)で様々な事業を実施しております。今後、必要に応じて検討していきたいと考えております。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【回答:議事調査課】

【Ⅱ】1.2は一宮市議会の陳情書の取扱い方法で対応します。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。また年金支給開始年齢を68歳から先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上